

知多市みんなで支え合う防災減災推進基本条例（平成30年知多市条例第26号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、<u>津波</u>、<u>地盤の液状化</u>、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。</p> <p>第2号から第10号まで (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、<u>津波</u>、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、<u>事故等</u>により生ずる被害をいう。</p> <p>第2号から第10号まで (略)</p> |